

呉市教育委員会会議録
(令和6年3月22日定例会)

呉市教育委員会

1 開催日時 令和6年3月22日(金) 15:00開会
16:12閉会

2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)

3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 吉中由美子
欠席委員 委員 佐々木元
委員 辻佑子

4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 石川直之
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 横田三奈
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 伊藤賀世
文化振興課長 三浦美佐子
学校施設課主幹 丸石大
教育総務課課長補佐 橋本優子

5 傍聴者 0人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第4号 寄附受納について
- (4) 報告第5号 公共工事(教育部)の発注について(昭和西小学校外4校特別教室等空調電気設備工事)
- (5) 報告第6号 公共工事(教育部)の発注について(音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事)
- (6) 報告第7号 呉市立美術館あり方検討委員会の中間報告について
- (7) 教議第12号 呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- (8) 教議第13号 懲戒処分の指針等について
- (9) 教議第14号 学校運営協議会の設置について
- (10) 教議第15号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について
- (11) 教議第16号 呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

- (12) 教議第17号 呉市体験学習施設条例施行規則を廃止する規則の制定について
- (13) 報告第8号 令和5年度教育費補正予算について
- (14) 教議第18号 呉市文化財保護委員会委員の委嘱について
- (15) 教議第19号 職員人事について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

本日、佐々木委員、辻委員から欠席の届出がなされておりますことを、御報告します。

また、本日3月22日に閉会いたしました3月呉市議会定例会におきまして、3月31日に任期満了となる呉市教育委員会教育長及び3月26日に任期満了となる呉市教育委員会委員1名の任命について、議会の同意が得られましたことを御報告いたします。

私でございますが、呉市教育委員会教育長として再任されました。引き続きよろしく願いいたします。

また、森尾委員の後任として新たに大之木小兵衛さんが任命されました。

これにより、森尾委員が今月26日をもちまして、教育委員の任期を終えられます。

森尾委員には地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」の定めにより、教育長職務代理者をお願いしておりましたが、その後任として、令和6年3月27日以降は、佐々木委員をお願いしたいと思います。

それでは、日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、森尾委員・吉中委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和6年3月8日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第13については、予算に係る案件のため非公開、日程第14及び第15については、人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第4号 寄附受納について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第4号「寄附受納について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

瀧川課長 それでは、報告第4号「寄附受納について」説明させていただきますので、資料の1ページを御覧ください。

この度、呉市立横路小学校PTAから横路小学校に対し、子供たちのために使用してもらいたいと、24台で79万2千円相当の給食用テーブルの寄附申込みがあり、これを受納いたしました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第4号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 PTAの方から、子供たちのために使用してもらいたいということで給食用テーブル24台の寄附ですが、これは、各教室に使用していた物を全て新しい物に替えるということですか。

瀧 川 課 長 そのとおりでございます。

吉 中 委 員 しっかり楽しい時間が過ごせるように活用していただけたらと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第5号 公共工事（教育部）の発注について（昭和西小学校外4校特別教室等空調電気設備工事）

教 育 長 次に、日程第4の報告第5号「公共工事（教育部）の発注について（昭和西小学校外4校特別教室等空調電気設備工事）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

瀧 川 課 長 それでは、報告第5号「公共工事（教育部）の発注について（昭和西小学校外4校特別教室等空調電気設備工事）」説明させていただきますので、資料の3ページを御覧ください。

本件は、今年度実施しております、呉市立小中学校の特別教室等への空調整備に係る電気設備工事を行うものでございます。

工事名は、昭和西小学校外4校特別教室等空調電気設備工事。工事場所は、呉市焼山宮ヶ迫1丁目3番1号外でございます。

工事概要は、電灯設備、動力設備、受変電設備、構内配電線路、発生材処理各一式でございます。

本工事の完成期限は、令和6年3月31日としております。

予定価格は、税込みで1億4,280万3,100円でございます。

契約金額と相手方でございますが、一般競争入札、事後審査方式として公告を行い、令和6年2月15日に開札を行った結果、参加業者1者で、株式会社九電工中国支社が、1億4,245万円で落札し、令和6年2月28日に契約を締結したものでございます。

4ページの位置図を御覧ください。

本工事の対象となる学校は、(1)から順に、昭和西小学校、昭和北小学校、昭和北中学校、昭和中学校、長迫小学校の5校でございます。

5ページには、昭和西小学校の付近見取図を添付しております。

6ページの昭和西小学校の平面図では、本工事で新設する主な電気設備として、キュービクルと開閉器盤の場所をお示ししております。

昭和西小学校以外の学校につきましては、7ページから14ページに、各学校の付近見取図と平面図を添付しておりますので、御参照ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第5号「公共工事（教育部）の発注について（昭和西小学校外4校特別教室等空調電気設備工事）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第6号 公共工事（教育部）の発注について（音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事）

教 育 長 次に、日程第5の報告第6号「公共工事（教育部）の発注について（音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

瀧 川 課 長 それでは、報告第6号「公共工事（教育部）の発注について（音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事）」説明させていただきますので、資料の15ページを御覧ください。

本件は、今年度実施しております、呉市立小中学校の特別教室等への空調整備に係る電気設備工事を行うものでございます。

工事名は、音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事。工事場所は、呉市音戸町南隠渡1丁目12番6号外でございます。

工事概要は、動力設備、受変電設備、電灯設備、構内配電線路、発生材処理各一式でございます。

本工事の完成期限は、令和6年3月31日としております。

予定価格は、税込みで1億4,063万600円でございます。

契約金額と相手方でございますが、一般競争入札、事後審査方式として公告を行い、令和6年2月15日に開札を行った結果、参加業者1者で、株式会社九電工中国支社が、1億4,025万円で落札し、令和6年2月28日に契約を締結したものでございます。

16ページの位置図を御覧ください。

本工事の対象となる学校は、(1)から順に、音戸小学校、本通小学校、両城小学校、吉浦小学校、音戸中学校の5校でございます。

17ページには、音戸小学校の付近見取図を添付しております。

18ページの音戸小学校の平面図では、本工事で新設する主な電気設備として、キュービクルと開閉器盤の場所をお示ししております。

音戸小学校以外の学校につきましては、19ページから26ページに、各学校の付近見取図と平面図を添付しておりますので、御参照ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の報告第6号「公共工事（教育部）の発注について（音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 一般競争入札ですから仕方がないことですが、今までは呉市の業者が行っていま

したが、今回は呉市の業者は手を挙げなかったのですか。

瀧川課長 空調電気設備工事につきましては、春先から入札を行っておりますが、後半特に入札不調になり、なかなか手が挙がらない状況が続いておりました。年度末になり他の工事等が終わった関係もあるのか久しぶりに応札があり、九電工1者のみということで残念ながら呉市の業者ではありませんが、工事が行えますので安心していらっしゃると思います。

教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第7号 呉市立美術館あり方検討委員会の中間報告について

教育長 次に、日程第6の報告第7号「呉市立美術館あり方検討委員会の中間報告について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

三浦課長 それでは、報告第7号「呉市立美術館あり方検討委員会の中間報告について」御説明いたしますので、資料27ページを御覧ください。

本委員会は、開館から40年以上経過した呉市立美術館の今後の在り方を検討するため、昨年7月に設置したものです。

まず、1の委員につきましては、呉市立美術館の横山館長をはじめ6人の委員で構成しており、任期は令和7年6月30日までの2年間となっております。

次に、2の委員会の開催状況ですが、これまでに4回開催しており、そこで検討した内容を、幸町地区総合整備検討有識者会議において、横山館長が報告し、有識者会議の委員と情報を共有しております。

続いて、3の呉市立美術館の現状と課題についてでございます。

呉市立美術館は、建物、設備とも老朽化しており、昨年末には空調設備が故障し、年明けから3週間余り休館を余儀なくされたこともあり、早急にリニューアルを実施しなければならない状況にあります。

さらに、呉市立美術館は博物館法に基づく登録博物館であるにもかかわらず、施設としては不十分であり、資料に記載しております問題点が指摘されております。

4の美術館に必要な機能につきましては、(1)の美術館の基本的機能と(2)の社会教育施設としての機能があります。

(1)の基本的機能につきましては、必ず美術館内に必要なものであり、例えば空調設備については、人のためではなく、作品のための空調機能が必要となるものです。

(2)の社会教育施設としての機能については、必ずしも美術館の建物内になくてもよいものと考えております。

続いて28ページを御覧ください。

5の学校等との連携については、(1)呉地区小学校子ども図画作品展や呉市中学校美術作品展等での展示室の使用、(2)小学校4年生が対象の、美術作品ふれあい事業などの鑑賞事業、(3)中学生や大学生の職場体験の受入れ、(4)呉市小学校図画工作科部会例会への協力、(5)美術作品鑑賞出張事業などがあります。

今後は、(5)の美術作品鑑賞出張事業について、学芸員によるタブレットを活用したオンライン授業も視野に含め、事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、6の呉市立美術館のリニューアルについては、これまでの実績を踏まえ、現在地である幸町地区でリニューアルを求めたいと考えております。

7の呉市立美術館のあるべき姿でございます。

呉市立美術館は、呉市の芸術文化を大切に守り育てる美術館であり、児童生徒をはじめ、市民が集う芸術文化の情報発信拠点であることから、呉の美術の継承と創造を柱となるコンセプトとします。コンセプトについては、今後も言葉を精査し、検討を重ねてまいります。

最後に、8の今後のスケジュールについてですが、来年度は八戸市美術館への視察と3回の委員会を開催し、11月には最終報告をさせていただく予定としております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の報告第7号「呉市立美術館あり方検討委員会の中間報告について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第12号 呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第7の教議第12号「呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

横 田 課 長 それでは、教議第12号「呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」御説明します。

資料32ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

松寿苑及び豊ふるさと学園を廃止することに伴い、関係する規定を削除するとともに、代理決裁の取扱いを改めて事務の改善を図るものです。

2の改正の内容を御覧ください。

(1)グループリーダー等の代理決裁権者を「当該課等の他のグループリーダー等」に変更します。

なお、これは市長部局における事務決裁の取扱いと同様となるよう変更するものです。

(2)主幹を置く場合について、「部」に置くものとした規定から「課」に置くものとする規定に変更します。これも、市長部局における取扱いと同様でございます。

(3)松寿苑及び豊ふるさと学園が廃止されることに伴い、関係する規定を削除します。

(4)その他、字句の訂正を行います。

3の施行期日は、令和6年4月1日です

詳細の改正内容につきましては、29から31ページに記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第7の教議第12号「呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第13号 懲戒処分の指針等について

教 育 長 次に、日程第8の教議第13号「懲戒処分の指針等について」を議題とします。事務局の説明を求めます

横 田 課 長 それでは、教議第13号「懲戒処分の指針等について」御説明します。

資料34ページの議案資料をお願いします。

1の制定の趣旨を御覧ください。

呉市教育委員会の任命に係る職員について、懲戒処分の指針等を定めるものです。

2の内容を御覧ください。

呉市教育委員会事務局の職員、呉市立呉高等学校の教職員並びに呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の市費支弁職員について、懲戒処分の指針及び指針の運用は、市長事務部局の職員の例によるものとします。次ページ以降に参考資料として、市長事務部局の懲戒処分の指針をお示ししています。

本案は、市長事務部局の職員について、この懲戒処分の指針が定められたことに合わせ、教育委員会職員についても同様に指針等を定めておくものです。

詳細の制定内容につきましては、33ページに記載しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第8の教議第13号「懲戒処分の指針等について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 この懲戒処分の指針ですが、広島県のものもあったと思います。今まで教育委員会は広島県のものを使っていたのか、呉市のものを使っていたのか確認させてください。

横 田 課 長 今まで呉市は、指針概要があり、これは人事院の懲戒処分指針を準用しており、標準的な処分量定を掲げていたため、これと県の指針と両方合わせて確認をしておりました。

教 育 長 教職員の懲戒処分のことを言われているのではないかと思います。教職員は県費負担教職員ですから、県費負担教職員が不法行為をしたときの指針として捉えて

います。呉市の職員については、以前から呉市の指針に基づいてやりますが、それが今回改訂されたということです。

吉中委員 呉市のものが改訂されたということで、県の指針と、呉市の指針で相違点はありますか。

横田課長 県教育委員会の指針は細かく内容が規定されております。

木屋課長 県費負担教職員に適用されます懲戒処分の指針につきましては、教職員を対象にしているということで、例えば、児童生徒を自家用車に同乗させてはならないという規定であったりという点が、呉市の規定とは異なる点になります。

吉中委員 県の方は教職員向けにいろいろな体罰事案などが書かれてあったと思います。呉市の指針の中には市立呉高校の教職員が入っています。同じことをしたときに、呉高校の教職員は呉市の指針に従い、小・中学校の教職員が同じことをしたときには県の指針に従うということになると思いますが、同じことをしても対処が違うということがあるのかないのか確認させてください。

横田課長 市立呉高校の教職員についても呉市の懲戒処分の指針を見ますが、県の指針と人事院とを総合的に判断することになります。

教育長 35ページ第1の基本事項の一番下の「なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては人事院の懲戒処分の指針、他市の取扱い及び標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。」というところを、市立呉高校については考えていきます。

吉中委員 分かりました。

教育長 ほかに御発言はありませんか

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第14号 学校運営協議会の設置について

教育長 次に、日程第9の教議第14号「学校運営協議会の設置について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

木屋課長 教議第14号「学校運営協議会の設置について」御説明いたします。

議案資料を基に説明いたしますので、44ページを御覧ください。

1の設置の理由でございますが、呉市学校運営協議会規則の規定に基づき、呉市立呉高等学校に学校運営協議会を設置するためでございます。

次に2の名称等を御覧ください。

呉市立呉高等学校に設置する学校運営協議会の名称を「呉高等学校学校運営協議会」とします。

3の設置日は、令和6年4月1日としています。

説明は、以上でございます。

教育長 ただいま、事務局から日程第9の教議第14号「学校運営協議会の設置について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいた

します。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第15号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第10の教議第15号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

横 田 課 長 それでは、教議第15号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

資料49ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等及び60歳超え職員の給料月額7割措置の発令について、所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容を御覧ください。

(1)管理監督職勤務上限年齢による降任等について、管理職の職員については、原則として、60歳に達した日以後の最初の4月1日、以下「特定日」といいます、に、管理職以外の職に降任することとなっていますので、降任に係る辞令発令の文言を規定します。

(2)60歳超え職員の給料月額7割措置について、特定日以後の職員の給料月額は、原則として、その前に受けていた給料月額の7割となりますので、給料月額に係る辞令発令の文言を規定します。

(3)その他、字句の訂正を行います。

3の施行期日は公布の日です。

詳細の改正内容につきましては、45ページに記載しております。改正箇所は、下線及び太枠で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第10の教議第15号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 45ページの下線のところに小さい「つ」をわざわざ大きい「つ」にしたり、確かに昔のものは大きいもので近年では小さいものに変えていくというのを見たような覚えがありますが、あえて大きい「つ」に改正する意図を教えてください。

横 田 課 長 内閣法制局の審査で平成元年1月7日以降、大きな「つ」を小さな「つ」に変えるということになりましたが、それよりも前に制定されているものは大きな「つ」を用いており、改正するときも大きい「つ」を用いることとしております。

この度、大きな「つ」と小さな「つ」が混在しておりましたので、大きな「つ」に統一させていただきました。

吉 中 委 員 時代に逆行するような気がしますが、大きい方に合わせるための改正ということで理解しました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第16号 呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第11の教議第16号「呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

横 田 課 長 それでは、教議第16号「呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」御説明します。

資料52ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

呉市体験学習施設が廃止されることに伴い、市長事務部局の職員に補助執行させる事務の内容を整理するものです。

2の改正の内容を御覧ください。

呉市文化スポーツ部の職員に補助執行させる事務から「呉市体験学習施設」を除きます。

3の施行期日は令和6年4月1日です。

詳細の改正内容につきましては、51ページに記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第11の教議第16号「呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第17号 呉市体験学習施設条例施行規則を廃止する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第12の教議第17号「呉市体験学習施設条例施行規則を廃止する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

三 浦 課 長 それでは、教議第17号「呉市体験学習施設条例施行規則を廃止する規則の制定について」を御説明しますので、資料の53ページを御覧ください。

呉市体験学習施設である松寿苑及び呉市豊ふるさと学園を廃止することに伴い、呉市体験学習施設条例が廃止されましたので、同施行規則を廃止するものでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第12の教議第17号「呉市体験学習施設条例施行規則を廃止する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(1 5 : 4 0)

報告第8号 令和5年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教 育 長 これより秘密会の議題に入ります。

(1 5 : 4 5)

教議第18号 呉市文化財保護委員会委員の委嘱について

教議第19号 職員人事について

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(1 6 : 1 2)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 森 尾 敬 介 ）

（ 委 員 吉 中 由美子 ）

（令和6年3月22日定例会）